別表十七（三の十二）　記載要領

1　「内国法人の控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が租税特別措置法第66条の７第４項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法第62条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税額（別表一(一)「10」、別表一(二)「８」又は別表一(三)「８」の外書の金額）⑵」の欄には、別表一(一)「10」の外書の金額、別表一(二)「８」の外書の金額又は別表一(三)「８」の外書の金額を加えた金額を記載すること。

3　「連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」の各欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の91第４項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

4　租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税額（別表一の二(一)「10」、別表一の二(二)「８」又は別表一の二(三)「８」の外書の金額）⑹」の欄には、別表一の二(一)「10」の外書の金額、別表一の二(二)「８」の外書の金額又は別表一の二(三)「８」の外書の金額を加えた金額を記載すること。

5　「各連結法人の法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算」の各欄は、連結親法人又は連結子法人が租税特別措置法第68条の91第４項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載すること。

6　内国法人が租税特別措置法第66条の９の３第４項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の３第４項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。